

(新旧比較版)

森林整備業務の資格総合点数の基準について

| 項目 | 平成21・22年度の評点(加点点) | 平成23・24年度の評点(加点点) | 備考(提出書類) |
|-----------------------|---|---|--|
| <客観的事項> | | | |
| 総合評定値の算出 | 「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7 (新経審の評点算出テーブルを適用) | 「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7 (新経審の評点算出テーブルを適用) | |
| 完成工事高 | 資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の県と林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)発注森林整備業務(元請+県発注に係る下請×0.5)完成工事高平均により評点算出テーブルから算出 | 資格審査基準日の属する営業年度の直前の2年分の県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)発注森林整備業務(元請+県発注に係る下請×0.5)完成工事高平均により評点算出テーブルから算出 | 請負契約書の写し 下請負人通知書の写し |
| 技術職員の数 | 資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1 | 資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブルから算出 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1 | 技術者名簿 専門技術者資格を証明できる書類 常時雇用を証明できる書類 |
| <新客観的事項> | | | |
| 総合評定値に対する上限値 | 20%を上限として加点点 | 20%を上限として加点点 | |
| 経営基盤 | 林業労働力確保促進法による認定事業体に20点 | 林業労働力確保促進法による認定事業体に20点 | 県資料による (提出は求めない) |
| 直営能力 | 高性能林業機械保有(所有及びリース)1台5点、20点上限 リース物件は契約期間が2年以上のものに限る | 林業機械の種類に応じて所有及びリースに加点点(集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラブプル:3点/台、高性能林業機械:5点/台)リース物件は契約期間が2年以上のものに限る。(本項目全体で上限30点) | 所有の場合は固定資産課税台帳又は減価償却費明細書の写し等 リースの場合はリース契約書の写し等 |
| 労働福祉 | 中退共、林退共、特定退職金共済又は建退協に加入させている場合20点 | ・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退協に加入させている場合20点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合に加点点:5点(ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る) | ・退職金共済関係:加入実績が確認できる書類の写し、会社独自の制度がある場合は制度を定めていることが分かる書類の写し ・新規雇用関係:新規雇用したことが分かる書類(雇用契約書、採用通知書の写し等) |
| 労働安全 | 林災協に加入20点、振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合20点 | 林災協に加入20点、振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合20点 | 特殊健康診断受診を確認できる書類の写し |
| 労働災害 | 資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点 | 資格審査基準日の直前2年間に於いて4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点 | 県資料による (提出は求めない) |
| 信用状態 | 資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ) | 資格審査基準日の直前2年間に於いて指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ) | 県資料による (提出は求めない) |